

国際日本文化研究センター特定有期雇用職員の
契約期間の上限に関する規則

(平成27年3月19日制定)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構特定有期雇用職員規程（以下「特定有期雇用職員規程」という。）に基づき、国際日本文化研究センターにおいて採用する特定有期雇用職員の契約期間の上限について定める。

第2条 特定有期雇用職員規程第5条における契約期間の上限は、特定有期雇用職員規程第3条第1項第1号に該当する者は10年、同項第2号に該当する者は5年（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号。以下「研究開発強化法」という。）第15条の2第1項に該当すると認められる場合は10年）とする。

附 則

1. この規則は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に新たに採用される者について適用する。